

各社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長 山崎 達也（公印省略）

### 社会福祉施設等における台風期の防災態勢の強化について（通知）

本県福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、近年風水害や土砂災害が頻発しております。各施設におかれましては、災害発生に備え、施設の点検及び補修等の措置を講ずるとともに、職員の連絡体制を確認するなど、防災態勢の強化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、社会福祉施設等の利用者は避難に時間を要することが多く、早めの避難が必要になります。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日には、内閣府による「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、避難勧告等の発令について、5 段階の警戒レベルにより提供することとなりました。

改正ガイドラインでは、避難に時間を要する者は「警戒レベル 3」から避難することとされています。社会福祉施設等の管理者等は、気象庁から「警戒レベル 2」の大雨注意報等が発表された際には、防災気象状況の積極的な把握に努め、早めの避難準備を講じる必要があります。

特に、土砂災害は極めて突発的に発生する場合もあることから、危険と判断される場合は、警戒レベルに関わらず、躊躇することなく避難してください。

県庁所管課		
障害者支援課	施設支援担当	3 3 1 4
	地域生活支援担当	3 3 1 7
高齢者福祉課	施設・事業者指導担当	3 2 4 7
少子政策課	子育て環境整備担当	3 3 2 2
	施設整備・指導担当	3 3 2 8
	施設運営・人材確保担当	3 3 3 0
こども安全課	養護担当	3 3 3 1
社会福祉課	生活保護担当	3 2 8 0
	医療保護・生活困窮者支援担当	3 2 8 2
	電話	0 4 8 - 8 3 0 - （各担当の番号）